

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成25年10月27日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県公安委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇警察署では、オムツを交換する行為など保護者が幼児に対して行う日常生活上の世話に関して交通違反告知を行っている。道路交通法施行令第26条の3の2第3項第5号のチャイルドシート着用義務の免除規定に照らして違反告知を行う必要性・合理性について公安委員の考え方が述べられているもの。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成25年10月31日、実施機関は、本件開示請求に係る行政文書を作成又は取得していないため不存在として、行政文書の不開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成25年12月3日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、原処分を取り消し、当該行政文書を開示するとの決定を求める旨の審査請求を行った。

4 諮 問

平成25年12月19日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

原処分を取り消し、当該行政文書を開示するとの決定を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

公安委員会の制度は、住民の良識を代表する者が、警察を管理することにより、警察行政の民主的管理と政治的中立性の確保を図ろうとするものである。

本件開示請求文書のように〇〇警察署の交通取締りが法令に反する疑いがある場合は、公安委員は、その職責を果たすために公安委員会の会議でその是非について発言して然るべきであって、当該会議録に公安委員の考え方が述べられていないとは考え難い。

なお、本件開示請求に係る平成23年10月20日付け奈公委第623号では、警察官の瑕疵ある違反告知を「告知後に取り消すことはなく」とするなど行政不服審査法や行政事件訴訟法による行政救済措置を真っ向から否定する奈良県公安委員会の見解が述べられているが、この点について警察行政の民主的管理と政治的中立性の確保の観点から公安委員会制度が正しく機能しているのか検証を行う必要があるように感じる。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 不開示とした理由

(1) 実施機関が保有する行政文書について

実施機関が保有する行政文書は、奈良県公安委員会行政文書管理規程（平成14年3月28日奈良県公安委員会規程第3号。以下、単に「文書管理規程」という。）第6条において、

- ・ 公安委員会会議録（公安委員会の会議に提出された行政文書であって、公安委員会が会議録と併せて保有することが必要と認めたものを含む。）
- ・ 警察法第43条2（監察の指示等）に規定する事務に関する行政文書
- ・ 警察法第79条（苦情の申出等）に規定する事務に関する行政文書
- ・ その他公安委員会が自ら保有することが必要と認めた行政文書

の4類型のみが規定されており、これら以外の行政文書については、実施機関の庶務を行う奈良県警察本部で保有されることとなっている。

(2) 検察結果について

実施機関は、本件開示請求の内容に基づき、対象文書の探索を実施したが、審査請求人が求める「道路交通法施行令第26条の3の2第3項第5号のチャイルドシート着用義務の免除規定に照らして違反告知を行う必要性・合理性について公安委員の考え方が述べられているもの」が記録された行政文書は存在しなかったことから、本件処分を決定するに至ったものである。

2 結語

以上のことから、実施機関が行った本件処分は妥当なものであり、本件決定について原処分維持が適当と考える。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民等の理解と信頼を深め、県民

等の県政への参加を促進し、もって県民等の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民等に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民等の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

したがって、当審査会は県民等の行政文書開示請求権を十分尊重するという条例の趣旨に従い、審査に必要な関係資料の提出を求め、当審査会により調査を行い、条例の適用について判断することとした。

2 行政文書の不存在について

審査請求人は、「〇〇警察署では、オムツを交換する行為など保護者が幼児に対して行う日常生活上の世話に関して交通違反告知を行っている。道路交通法施行令第26条の3の2第3項第5号のチャイルドシート着用義務の免除規定に照らして違反告知を行う必要性・合理性について公安委員の考え方が述べられているもの。」の開示を求めているのに対し、実施機関は、当該文書を作成又は取得していないため不存在であると主張しているのので、以下検討する。

実施機関は、実施機関が保有する行政文書について、文書管理規程第6条において、(1) 公安委員会会議録（公安委員会の会議に提出された行政文書であって、公安委員会が会議録と併せて保有することが必要と認めたものを含む。）、(2) 警察法第43条の2に規定する事務に関する行政文書、(3) 警察法第79条に規定する事務に関する行政文書、(4) その他公安委員会が自ら保有することが必要と認めた行政文書と規定されており、実施機関において、審査請求人が求める文書を探索したが存在しなかった旨主張している。

これに対し、審査請求人は、警察官が行った違反告知が法令に反する疑いがある場合は、公安委員会において、当該違反告知について公安委員が言及し、当該違反告知についての発言が記録された会議録（以下「本件対象文書」という。）が存在するはずである旨主張している。

実施機関の会議録については、文書管理規程により実施機関が保有する文書として規定されていることから、仮に、本件対象文書が存在するのであれば、実施機関が保有する行政文書に該当することとなる。

この点について、事務局を通じ、実施機関に確認したところ、公安委員会制度は県民の良識を代表する者が、警察を管理することにより、警察行政の民主的管理と政治的中立性の確保を図ろうとするものであり、都道府県公安委員会は、個々の具体的な警察活動について直接の指揮監督を行うものでないことから、チャイルドシート着用義務の免除規定に照らして違反告知を行うことの必要性や合理性などの個別具体的な警察活動について判断するものではなく、個々の違反告知について公安委員が言及することは通常想定されないとのことであった。

ところで、警察法（昭和29年法律第162号。以下「警察法」という。）第38条第3項においては、都道府県公安委員会は都道府県警察を管理する旨規定されている。そして、同法第43条の2において、都道府県公安委員会は、都道府県警察の事務又は都道府県警察の職員の非違行為に関する監察について必要があると認めるときは、都道府県警察に対する第38条第3項の規定に基づく指示（以下「警察法に基づく指示」という。）を行うことができる旨規定されている。

この点について、事務局を通じ、実施機関に対し違反告知について警察法に基づく

指示が行われたかについて確認したところ、警察法に基づく指示は行われていないとのことであった。

違反告知は、個別具体的な状況判断に基づき行われる警察活動であると考えられるところ、公安委員会制度に基づき公安委員会が警察活動に対し担う役割を鑑みれば、個々の違反告知が公安委員会による監督の対象とならないと考えられることから、チャイルドシート着用義務の免除規定に照らした個々の違反告知についての必要性や合理性について、公安委員が言及せず、また、警察法に基づく指示が行われなかったとしても不自然とは言えない。

また、実施機関は、本件対象文書に該当する行政文書を探索したが存在しなかったとのことである。

これらのことから、本件開示請求に対応する行政文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明について、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

以上のことから、本件開示請求に対応する行政文書は存在しないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

4 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成25年12月19日	・ 実施機関から諮問を受けた。
平成26年 1月24日	・ 実施機関から理由説明書の提出を受けた。
令和 3年 3月24日 (第251回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 3年 4月23日 (第252回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 3年 7月 2日 (第253回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
令和 3年 8月12日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いろめよしお 以呂免義雄	弁護士	会長代理
くぼ ひろこ 久保 博子	奈良女子大学研究院生活環境科学系 教授 (住生活・住環境学)	
こたに まり 小谷 真理	同志社大学政策学部准教授 (行政法)	
のだ たかし 野田 崇	関西学院大学法学部法律学科教授 (行政法)	会 長
ほそみみえこ 細見三英子	元産経新聞社記者	